

令和3年度定期監査結果報告

監査基準（令和2年監査告示第2号）に準拠して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、下記のとおり提出します。

記

第1 監査の対象

1 対象事務

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事務事業

2 対象課

総務課及び環境技術課

第2 監査の主な実施内容及び着眼点

監査対象課における財務に関する事務（収入事務・支出事務・契約事務・財産管理事務等）が、法令等に従い適正に執行されていることを確認し、地方自治法第2条第14項から第16項までの趣旨にのっとり、監査基準に基づき策定した令和2年度岸和田市貝塚市清掃施設組合定期監査実施計画に定める監査の着眼点について、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

第3 監査の実施期間

令和3年10月27日から令和3年12月23日まで

第4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。

1 総務課

所管する事務事業全般について実施

令和2年にサーバートラブル復旧作業に係る業務の委託料が計上されているが、これは、組合の全パソコンがインターネット接続、メール送受信、

サーバーへのアクセスが数日間不能となったことに対する復旧作業への支出であった。このような事象が発生したことは情報システムの管理上大きな問題である。

2 環境技術課

所管する事務事業全般について実施

岸和田市貝塚市クリーンセンター基幹的設備改良工事における工事請負契約書第9条の監督員通知について発注者が受注者に通知していない。

同契約書第29条第3項の検査合格通知について発注者が受注者に通知していない。

第5 監査の指摘事項について

指摘した事項については、その内容を十分検討し、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努め、令和4年1月26日までに指摘事項に対する改善の報告をされたい。